

するための制度の拡充を求め、活動を続けています。

きょうされん 第45次

# 国会請願署名· 暴金運動 全国キャンペーン

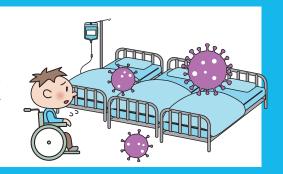
2021年12月~2022年4月

募金のお願い

いただいた募金は、本キャンペーンを展開するための費用や当会が 運動をするための活動資金として有効に活用させていただきます。

# コロナ危機でも、障害のある人に安心したくらしを

障害のある人は新型コロナウイルスの感染や重症化のリスクが高 く、不安の中で生活しています。必要な時はすぐに検査や入院がで きることを求めます。また、コロナで事業所の仕事が減り、工賃が 下がっています。国の補償が届かない障害のある人への工賃の補 填を求めます。



# 障害者総合支援法を、障害のある人が安心して働き、くらせる制度に

障害者総合支援法は障害者自立支援法の見直しの中で定められ た法律ですが、応益負担制度が残り、介護保険の優先利用が定め られているなど、障害のある人が安心して生きていくための法律と なっていません。障害のある人が生涯にわたり、働き、くらし、自分 らしい生活を送るために、必要とする支援を費用負担なく利用で きる制度とすることを求めます。



# 職員が働き続けられるように

福祉・介護現場の職員不足は本当に深 刻で、募集をしてもなかなか応募があり ません。障害のある人が安心して支援を 受けるために、職員の給料を上げ、労働 条件をよくすることで、働き続けられる職 場としていくことがどうしても必要です。

#### 優生保護法被害者の尊厳を回復する法律を

「一時金支給法」(※)で優生保護法の被害を認定 された人の数は、1,000人にも届きません(被害者 の4%未満 2021年9月末現在)。優生保護法は優生思想 を広めた法律です。「一時金支給法」に謝罪を明 記することで、優生保護法に対する国の責任を明 確にすることを求めます。

※「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」

# きょうされん



https://www.kyosaren.or.jp/

ホームページも

ご覧ください







東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館4F TEL 03-5385-2223 FAX 03-5385-2299 Email zenkoku@kyosaren.or.jp

障害福祉についての	
法制度拡充を求める請願	員

	2022年	月	H
衆議院議長様参議院議	長様		
紹介議員			印
請願人代表氏名			
請願人代表住所			
		(他	名)

#### 請願趣旨

優生保護法によって強制不妊手術などの被害を受けた障害のある人たちの訴訟では、多くの裁判所が「憲法違反」「国会の不作為」を指摘しています。早急に国会は、歴史に恥じない総括を行ない、被害者に謝罪すべきです。この問題は過去の話ではなく、今なお辛苦の状態にある人が少なくないという現在の問題なのです。

新型コロナウイルス感染拡大の中、障害のある人や高齢者など、社会的に困難を抱えている人のいのちが危機に晒されました。これまでに

増して、立法府と政府には国民のいのちを守るために実効性のある対応が求められます。

障害者総合支援法の見直しが行なわれますが、障害のある人の暮らしや社会参加よりも、財源問題を優先させようとする考え方は、いのちと人権を軽んじた優生保護法のあやまちとも通じかねません。障害のある人の「いのちの尊さ」と「人としての尊厳」が守られることを切に願い、次の項目について請願します。

#### 請願項目

- 1. 新型コロナウイルス感染症終息までの間、障害のある人と関係者への継続的な検査といのちを守る医療を確保するとともに、仕事の減少による工賃減額の補填を国が責任をもって実施してください。
- 2. 障害者総合支援法を以下のように改正してください。
  - (1)感染症の流行や災害などの場合でも安定した運営ができるよう、報酬の日額払いを改めてください。
  - (2)障害のある人が65歳になっても、必要な支援を自ら選んで、費用負担なく利用できるようにしてください。
  - (3)本人ならびに配偶者、親(障害児の場合)の所得にかかわらず、福祉制度の利用料負担をなくしてください。
  - (4)障害のある人が地域の中で自らの暮らしを選び、安心して生活できるようグループホームなどの制度を充実 してください。
  - (5)地域活動支援センターが安定して運営できるよう、国の責任で制度を拡充してください。
- **3.** 障害のある人が安心して支援を受けられるよう、福祉・介護等の深刻な人手不足を根本的に解消し、福祉に携わる人が働き続けられる報酬としてください。
- **4.** 優生保護法による強制不妊手術などの被害を受け、心身ともに生涯にわたる傷を負った人たちの 尊厳を回復するために、「一時金支給法」(※)は、国の謝罪を明記し、配偶者も対象にするなど、 抜本的に改正してください。 ※「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」



氏 名(フルネーム)	<b>住 所</b> (番地までご記入ください)
	都道 府県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都道 府県

募 金 円 円 円 円 円 円 円 円 円